

継続

原議保存期間	3年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 0 5 号
令 和 4 年 3 月 1 6 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

独立行政法人住宅金融支援機構が関係する融資等からの暴力団排除の推進
について

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）においては、平成21年12月に暴力団排除条項を盛り込んだ「独立行政法人住宅金融支援機構反社会的勢力対応規程」（平成21年住機規定第172号。以下「規程」という。）を策定し、暴力団排除対策を推進しているところであるが、今般、警察庁は、同機構が関係する融資、融資保険及び役務の提供等の調達契約（以下「融資等」という。）からの暴力団排除をより一層推進するため、機構と協議の上、下記のとおり合意した（別添1合意書を参照）ので、事務処理上遺漏の無いようにされたい。

なお、機構理事名の別添2「反社会的勢力対応実施細則」（平成22年5月31日付け住機総細第23号（総））が発出されているので参考とされたい。

記

1 機構の概要等

機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づき、平成19年4月1日、政府の全額出資により設立した法人で、前身は、住宅金融公庫である。全国の主要都市に11店舗の本支店を持つ。

その業務は、民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する業務を柱とするほか、民間住宅ローンの円滑な供給を促進する住宅融資保険業務や住宅関連の情報提供の業務等を行っている。

2 機構における暴力団排除の取組内容

機構は、融資等からの暴力団排除を推進するため、次のとおり、規程において暴

力団排除条項を整備している。

(1) 規程における排除対象者

規程第2条は、反社会的勢力を、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びその他前各号に準ずる者その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人と定義している。

(2) 反社会的勢力への対応要領

- 反社会的勢力への基本的方針を定め、ホームページ上で公表する（第3条）
- 反社会的勢力に関する情報をデータベース化し、同データベースを活用する（第5条）
- 契約締結に当たり、反社会的勢力の有無について事前確認を行い、反社会的勢力と判明した場合、契約を締結しない（第6条）
- 契約書には、反社会的勢力でない旨の表明及び将来にわたって反社会的勢力に該当せず、関係しないことを確約させるとともに、該当している事実が判明した場合は、無催告で契約を解除する旨を明記する（第6条）
- 契約締結後に契約相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、契約を解除する（第7条）
- 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応要領を明確にする（第8条）等を定めている（別添2参照）。

3 警察庁と機構の合意事項

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長と機構総務人事部長は、次の内容についての手続を策定する。

(1) 融資等からの排除対象の明確化

機構が関係する融資等において、「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）」等を排除することとし、その解釈を明確化した（別添1合意書の1(1)ア及びイを参照）。

(2) 排除手続の策定

ア 融資等の契約先に関し、当該契約先が暴力団関係者と疑われる何らかの情報を得たときは、機構部長等（機構の審査部、まちづくり推進部、住宅融資保険部及び財務企画部等の各部長並びに北海道支店、東北支店、北関東支店、首都圏支店、東海支店、近畿支店、四国支店、中国支店、九州支店、南九州支店及び北陸支店の各支店長）は、都道府県警察本部の暴力団排除を担当する所属長

(以下「暴力団対策主管課長」という。) に対して暴力団関係者に該当するかどうかについて、書類及び電磁的記録媒体により照会を行うこと(回答の手続を含む。)

イ 暴力団対策主管課長は、上記アによる照会以外で契約先に関し、暴力団関係者に該当すると認める事実を確認した場合には、機構部長等に対して文書により速やかに通報を行うこと。

ウ 機構部長等は、上記アによる回答及びイによる通報を受けた場合は、当該契約先を機構が関係する融資等から排除すること。

※ 暴力団照会の流れについては別紙1、各支店の所在地等については別紙2を参照。

(3) 暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入

機構部長等は、入札に係る役務の提供等の調達契約において、暴力団関係者等(暴力団関係者、暴力団準構成員、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ)から不当介入を受けた場合における通報報告制度の導入を義務付け、同通報を怠ったと認められる場合における必要な措置を講ずること。

(4) 都道府県警察と機構との連携強化

暴力団対策主管課長と機構部長等は、上記(2)及び(3)について、相互に協力し、緊密な連携の下、暴力団排除を推進すること。

4 都道府県警察の対応

(1) 暴力団排除への対応

暴力団対策主管課長においては、合意書に基づく照会に適切に対応するとともに、各種事件捜査等の警察活動を通じて、機構が関係する融資等において、その契約先が暴力団員関係者に該当する事実を認めた場合は、別添1合意書の別記様式第3号により機構部長等に対して積極的な通報を行うこと。

なお、機構は、排除対象に総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ等を含めているところ、警察からの回答又は通報は「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(平成12年9月14日付け警察庁丙暴暴一発第14号)に基づき、適切に対応すること。

(2) 通報報告制度への対応

ア 不当介入の通報等を受けた場合

上記(2)の通報報告制度に基づく不当介入の通報等を受けた場合は、その内容に応じて、調達契約先に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為について迅速かつ確実な取締りや暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

に基づく行政命令の発出及び調達契約先、機構職員等の関係者への保護対策の徹底を図ること。

イ 調達契約先が警察への通報を怠ったと認められる場合

暴力団対策主管課長は、調達契約先が暴力団関係者等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報を怠ったと認められる事案を認知した場合は、別添1合意書の別記様式第5号により機構部長等へ連絡すること。

5 留意事項

(1) 指導教養の徹底

暴力団対策主管課長は、警察署はもとより、関係部門に対し、各種警察活動を通じて、暴力団員等が機構が関係する融資等を受けていることを認めた場合は、迅速な報告・連絡が行われるよう指導教養を徹底すること。

(2) 積極的な情報収集

機構に関係する融資等から暴力団員等を排除することは、暴力団事務所等の暴力団関係施設の建設を阻止するなど暴力団組織の維持、拡大に係る活動に打撃を与えることにつながるものである。

暴力団対策主管課長は、自らはもとより、関係部門と連携を密にし、機構が関係する融資等への暴力団員等の関与情報を積極的に収集すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成22年7月12日

(有効期間：平成31年3月31日)

継続措置日：平成31年3月19日

(有効期間：令和4年3月31日)

別添については省略